○農林水産省令第三号

環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）の施行に伴い、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和
環境大臣　石原　宏高

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の表環境大臣の権限の項中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

附　則

この省令は、令和八年七月一日から施行する。

○農林水産省令第四号

環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）の施行に伴い、及び農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二十九条第四項の規定に基づき、農薬取締法第二十九条の規定による報告及び検査に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和
環境大臣　石原　宏高

農薬取締法第二十九条の規定による報告及び検査に関する省令の一部を改正する省令

農薬取締法第二十九条の規定による報告及び検査に関する省令（昭和四十六年総理府令第二号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「懲役」を「拘禁刑」に、「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

附　則

この省令は、令和八年七月一日から施行する。

○農林水産省令第五号

環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）の施行に伴い、農薬取締法の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和
環境大臣　石原　宏高

農薬取締法の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部を改正する省令

農薬取締法の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年農林水産省環境省令第五号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

附　則

この省令は、令和八年七月一日から施行する。

○経済産業省令第五十八号

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律施行規則を次のように定める。

令和八年六月三十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律施行規則

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　対象債権者の権利の変更に関する手続
第一節　総則（第六条・第七条）
第二節　指定確認調査機関の確認等（第八条―第十一条）
第三節　対象債権者集会及び権利変更決議の認可等（第十二条―第二十八条）
第三章　指定確認調査機関
第一節　総則（第二十九条―第三十一条）
第二節　業務（第三十二条―第三十六条）
第三節　監督（第三十七条―第四十二条）
第四章　確認事業者に係る特例（第四十三条―第四十六条）
附則

第一章　総則

（用語の定義）

第一条　この省令において使用する用語は、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（政策金融機関、預金保険機構及び信用保証協会に準ずる特殊法人等）

第二条　法第二条第一項第六号の経済産業省令で定める特殊法人等は、政策金融機関（株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行及び沖縄振興開発金融公庫をいう。）、預金保険機構及び信用保証協会のほか、次に掲げる法人とする。

一　株式会社日本貿易保険
二　日本私立学校振興・共済事業団
三　株式会社日本政策投資銀行
四　漁業信用基金協会
五　農業信用基金協会
六　中小企業投資育成株式会社
七　広域的運営推進機関
八　農水産業協同組合貯金保険機構
九　保険契約者保護機構
十　株式会社脱炭素化支援機構
十一　株式会社民間資金等活用事業推進機構
十二　株式会社地域経済活性化支援機構
十三　原子力損害賠償・廃炉等支援機構
十四　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
十五　株式会社海外需要開拓支援機構
十六　株式会社産業革新投資機構
十七　株式会社海外交通・都市開発事業支援機構
十八　株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構